

アウトリーチ型在宅育児相談事業（ひょうご子育て相談） 実施要綱

1 目的

子育て支援を受ける機会が少ない在宅育児世帯をより積極的に支援するため、相談内容に応じた専門職によるアウトリーチ型育児相談事業（ひょうご子育て相談）（以下「事業」という。）を実施する。

2 実施主体

兵庫県

3 事業の内容

(1) 子育て相談専用ダイヤルの設置及びLINE 公式アカウントの開設

在宅育児世帯が利用しやすい相談体制を構築するため、兵庫県福祉部こども政策課に、子育て相談専用ダイヤルを設置する。

＜ ひょうご子育てダイヤル なやみ一緒に #7312 ＞

また、LINE 公式アカウントを開設しチャットによる相談を実施する。

(2) 在宅育児応援コーディネーターの配置

- ① 県は、保育士等の資格及び子育て相談業務に必要な専門知識等を有すると認められる者を在宅育児応援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）として配置する。
- ② コーディネーターは、次に掲げる事務を処理する。
 - ア 県民からの子育て相談対応（開庁日（週5日）の9時～17時）
 - イ Web や訪問による子育て相談（以下「訪問相談等」という。）を実施する専門職の募集・登録等
 - ウ 訪問相談等の日時調整等
 - エ 事業の広報に関すること
 - オ その他所属長が必要と認める業務

(3) 在宅育児応援団の登録等

在宅育児応援団（以下「応援団」という。）とは、次の手続きにより県へ登録された専門職のことをいい、県からの依頼により訪問相談等を実施するものとする。なお、応援団の募集にあたり、県は各種専門職団体等へ協力を依頼する。

① 応援団の要件

- ア 助産師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士等の資格及び資格による業務従事経験を有する者で、応援団の業務を希望する者
- イ 育児のピアサポート活動を行う団体に所属し、関連する研修を受講のうえ5年以上の活動経験を有する者で、応援団の業務を希望する者

② 応援団の登録手続き

- ア 応援団への登録を希望する者は、在宅育児応援団登録申請書（様式1）に記入のうえ、必要書類を添えて県へ提出する。なお、(3)①イに該当する場合は、所属団体を經由して提出すること。
- イ 県は、提出のあった書類を確認し、①の要件を満たす場合は在宅育児応援団登録証（様式2）を申請者へ交付する。
- ウ 県は、在宅育児応援団登録証（様式2）を交付した者の情報を、在宅育児応

援団名簿（様式3）へ記載する。

エ 登録事項に変更が生じた応援団は、在宅育児応援団登録事項変更届（様式4）により変更から2週間以内に県へ届けるものとし、県は在宅育児応援団名簿（様式3）の記載事項を変更する。

オ 登録辞退を希望する応援団は、在宅育児応援団登録辞退届（様式5）を辞退希望日の1週間前までに県へ届出るものとし、県は在宅育児応援団名簿（様式3）に辞退（希望）年月日を記載する。

カ 在宅育児応援団登録証（様式2）を紛失、汚損した応援団は、在宅育児応援団登録証再発行申請書（様式6）により県へ再発行を申請するものとし、県は在宅育児応援団名簿（様式3）に再発行年月日を記載する。

③ 関係者への情報提供

コーディネーターは、応援団の登録人数や活動状況について、応援団の募集にあたり県が協力を依頼した各種専門職団体等に対し、必要に応じて情報提供するものとする。

(4) 子育て相談の実施

県内で在宅育児（就学前まで）を行う保護者を対象に、子育て相談を実施する。

日時：開庁日（週5日）の9時～17時

① 電話相談及びLINE チャット相談

コーディネーターは子育て相談専用ダイヤルやLINE 公式アカウントに連絡のあった保護者に対し、子育て相談、情報の提供、助言、その他支援を行い、その概要を相談受付表（様式7）に記録する。

② 訪問相談等

ア 事前調整

保護者から訪問相談等の希望があった場合は、コーディネーターは相談内容に適した応援団とすみやかに訪問相談等の実施に向け事前調整を行う。

<相談内容>（例）

産後の悩み、母乳、発育・発達、離乳食、アレルギー、生活、遊び、しつけ、歯科、口腔衛生、生活習慣、発達の遅れ・偏り、運動機能、運動発達
（※原則、相談対応のみ）

<応援団の職種>（例）

助産師、保健師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、保育士、歯科衛生士、作業療法士、理学療法士、ピアサポーター

イ 応援団に対する訪問相談等依頼

県は、Web・訪問相談依頼書（様式8）により訪問相談等の実施を応援団へ依頼する。

ウ 応援団による訪問相談等の実施

i) 応援団は、訪問相談等を実施する際、在宅育児応援団登録証（様式2）を相談者に提示する。

ii) 在宅育児応援団は、訪問相談等を実施後、その内容をWeb・訪問相談記録表（様式9）へ記載し、10日以内に県へ提出するものとする。

③ 必要経費

応援団による訪問相談等にかかる必要経費（報償費、旅費、保険料）は、別途決定し県が負担する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年10月15日から適用する。
- 3 この要綱は、令和3年11月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。